

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する実施規程

(昭和 43 年 1 月 10 日警察告示第 1 号)

**改正** 昭和 46 年 6 月 29 日警察告示第 46 号 昭和 50 年 1 月 24 日警察告示第 5 号  
昭和 50 年 7 月第 56 号 昭和 52 年 7 月 29 日警察告示第 57 号  
昭和 56 年 7 月 7 日警察告示第 52 号 昭和 57 年 3 月 24 日警察告示第 24 号  
昭和 58 年 4 月 20 日警察告示第 31 号 平成 7 年 1 月 24 日警察告示第 5 号  
平成 10 年 3 月 27 日警察告示第 15 号 平成 12 年 3 月第 22 号  
平成 20 年 9 月第 34 号 令和 4 年 5 月 17 日警察告示第 27 号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する実施規程を次のように定める。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する実施規程

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する実施規程(昭和 34 年岡山県警察告示第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和 30 年岡山県条例第 17 号)第 4 条の規定に基づき、給付の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害発生の届出及び報告)

第 2 条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和 27 年法律第 245 号。以下「法」という。)第 2 条に規定する災害を受けた者(以下「協力援助者」という。)は、その旨を協力援助した警察官を指揮する所属の長又は当該災害が発生した場所を管轄する警察署長に届け出るものとする。

2 前項に掲げる者が届出をしないで死亡したとき又は届け出ることができない事情にあるときは、遺族給付を受けるべき第 1 順位の者若しくはその代理人が届け出ることができる。

3 前 2 項の規定による届出を受けた所属の長又は警察署長は、警察本部長(以下「本部長」という。)に対し、速やかに協力援助者災害発生報告書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

(認定及び通知)

第 3 条 本部長は、前条第 3 項の報告書を受理したときは、その災害が法第 2 条に規定する災害であるかどうかの認定を速やかに行うものとする。

2 本部長は、前項の規定により、その災害が法第 2 条に規定する災害であると認定したときは、給付を受ける者に対し、災害給付通知書(様式第 2 号)により、速やかにその旨を通知するものとする。警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和 27 年政令第 429 号。以下「令」という。)第 10 条の 2 第 1 項後段(令第 10 条の 7 第 6 項において準用する場合を含む。)、第 10 条の 3 第 1 項後段、第 10 条の 4

第 2 号、第 12 条の 2 若しくは附則第 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により給付を受けるべき者が生じた場合又は令第 9 条第 2 項の規定の適用を受ける胎児であつた子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となつた場合においても、同様とする。

- 3 本部長は、法第 2 条に規定する災害でないと認定したときは、速やかにその旨を書面により災害を受けた者又は届け出た者に通知するものとする。

(年金以外の給付の支給決定方法)

第 4 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた者(以下「請求者」という。)が傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金以外の給付を受けようとするときは、給付の種類に応じ、次に掲げる給付の請求書を本部長に提出するものとする。

- (1) 療養給付請求書(様式第 3 号)
- (2) 障害給付一時金請求書(様式第 4 号)
- (3) 介護給付請求書(様式第 4 号の 2)
- (4) 遺族給付一時金請求書(様式第 5 号)
- (5) 葬祭給付請求書(様式第 6 号)
- (6) 未支給の給付請求書(様式第 7 号)
- (7) 休業給付請求書(様式第 8 号)

- 2 介護給付請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 2 回以後の請求書を提出する場合において、介護を要する状態に変更がないときは第 1 号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは第 3 号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
- (2) 令第 7 条の 2 第 2 項第 1 号又は第 3 号の規定の適用を受けようとするときは、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された額を証明する書類
- (3) 令第 7 条の 2 第 2 項第 2 号又は第 4 号の規定の適用を受けようとするときは、親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを示す書類

- 3 遺族給付一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に当該給付の事由となつた協力援助者の死亡(令第 12 条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第 7 条第 2 項において同じ。)に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第 1 号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他の協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項

の指定都市にあつては区長。以下同じ。)の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

- (3) 請求者が婚姻の届出をしていないが協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
  - (4) 遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に令第10条の5の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
  - (5) 請求者が令第10条の5第1項第2号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
  - (6) 請求者が令第10条の5第1項第3号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
  - (7) 請求者が令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類
- 4 未支給の給付請求書には、次に掲げる書類又は資料を添付するものとする。ただし、請求者が、未支給の給付と併せて遺族給付を請求する場合には、当該遺族給付を請求するために提出すべき書類又は資料と同じ書類又は資料については、その添付を省略することができる。
- (1) 死亡受給権者(給付を受ける権利を有する者が死亡した場合における当該死亡した者をいう。以下同じ。)の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他の死亡受給権者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
  - (2) 未支給の給付が遺族給付年金以外の給付であるときは、次に掲げる書類
    - ア 請求者の氏名、本籍及び死亡受給権者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
    - イ 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを認めることのできる書類
    - ウ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
  - (3) 請求者が、配偶者(婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者であるときは、令第12条の2第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
  - (4) 死亡受給権者が第1項又は第7条第1項の規定による提出をしていなかったときは、当該提出を行うこととした場合に必要な書類その他の資料
- 5 本部長は、第1項に規定する給付の請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(県外の場合の準用)

第5条 法第2条に規定する災害を受けた場所が県外である場合の手続については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条第1項中「協力援助した警察官を指揮する所属の長又は当該災害が発生した場所を管轄する警察署長」とあり、及び同条第3項中「所属の長又は警察署長」とあるのは「警務部警務課長」と読み替えるものとする。

(療養給付および休業給付の支給方法)

第6条 本部長は、療養給付として支給する費用および休業給付については、毎月1回以上支給するものとする。

(年金たる給付の支給決定方法)

第7条 請求者が傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金(以下「年金たる給付」という。)を受けようとするときは、傷病給付年金請求書(様式第9号の2)、障害給付年金請求書(様式第10号)又は遺族給付年金請求書(様式第11号)を本部長に提出するものとする。

2 遺族給付年金請求書には、次に掲げる書類及び資料を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となつた協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他の協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し

(2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(3) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(4) 請求者又は請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が令第9条第1項第4号に規定する状態にある者であるときは、その者が協力援助者の死亡の当時から引き続きその状態にあることを証明することのできる医師の診断書その他の書類及び資料

(5) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(6) 請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

3 本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(金融機関の届出等)

第7条の2 年金たる給付等を金融機関で受け取ることを希望する者は、年金受給金融機関届出書(様式第11号の2)を本部長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による提出をした者が、当該提出に係る金融機関を変更する場合には、速やかに、年金受給金融機関変更届出書(様式第11号の3)を本部長に提出するものとする。

(年金証書)

第8条 本部長は、年金たる給付の支給に関する通知をするときは、当該給付を受けるべき者に、併せて年金証書(様式第12号)を交付するものとする。

- 2 本部長は、既に交付した年金証書の記載事項(年金の額に係る記載事項を除く。)を変更する必要がある場合には、新たな証書を交付するものとする。
- 3 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書(様式第13号)に亡失の理由を明らかにすることができる書類を添えて、証書の再交付を本部長に請求することができる。

(障害の程度の変更)

第9条 本部長は、令第6条の2第4項又は令第7条第9項に規定する場合には、新たに行うべき傷病給付又は障害給付に関する決定を行い、速やかに、当該給付を受ける者に傷病給付変更決定通知書(様式第13号の2)又は障害給付変更決定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

- 2 前項の決定を受けようとする者は、傷病給付変更請求書(様式第14号の2)又は障害給付変更請求書(様式第15号)を本部長に提出するものとする。
- 3 前項の傷病給付変更請求書又は障害給付変更請求書には、障害の程度に変更があつた時期及び変更後の傷病等級又は障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付するものとする。

(年金たる給付の額の改定の通知)

第10条 本部長は、年金たる給付の額が改定されることとなるときは、当該年金たる給付を受ける者に対し、年金額変更決定通知書(様式第16号)により、速やかにその旨を通知するものとする。

第11条 削除

(過誤払による返還金債権への充当の通知)

第11条の2 警務部警務課長(以下「警務課長」という。)は、令第10条の11の規定により、年金たる給付の過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、当該給付を受ける者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 過誤払による返還金債権に係る年金たる給付の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額

(2) 支払うべき給付の種類、当該給付の支払金の金額及び当該金額のうち前号の金額に充当した金額

(障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置)

第 12 条 障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金又は遺族給付年金前払一時金の支給を受けようとする者は、それぞれ、障害給付年金差額一時金請求書(様式第 19 号)、障害給付年金前払一時金請求書(様式第 19 号の 2)又は遺族給付年金前払一時金請求書(様式第 19 号の 3)を本部長に提出するものとする。

2 障害給付年金差額一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者に係る死亡診断書その他の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し

(2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との続柄に関し市町村長が発行する証明書

(3) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる遺族である場合には、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明する書類

(4) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、婚姻の届出をしてないが、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(5) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第 2 条第 4 項において準用する令第 10 条の 5 第 3 項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することができる書類

(6) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡前に第 7 条第 1 項の規定による提出をしていなかったときは、その者が当該提出を行うものとした場合に必要な書類その他の資料

3 本部長は、第 1 項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書(様式第 9 号)により通知するものとする。

(障害給付年金等の支給停止終了の通知)

第 12 条の 2 本部長は、令附則第 3 条第 5 項の規定による障害給付年金の支給の停止又は令附則第 4 条第 4 項において準用する令附則第 3 条第 5 項若しくは令附則第 8 条第 3 項の規定による遺族給付年金の支給の停止が終了したときは、当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者又は当該遺族給付年金を受ける権利を有する者に対し、年金支給停止期間満了通知書(様式第 20 号)により、速やかにその旨を通知するものとする。

(端数の整理)

第 13 条 令第 7 条第 8 項第 2 号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を 25 で除して得た額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(遺族給付年金の請求等の代表者)

第 14 条 遺族給付年金を受ける権利を有する者が 2 人以上あるときは、これらの者は、そのうち 1 人を、第 7 条第 1 項の規定による請求書の提出及び遺族給付年金の受領についての代表者に選任することができる。

2 遺族給付年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を本部長に届け出るものとする。この場合には、その代表者を選任し、又は解任したことを証明することのできる書類を添付するものとする。

(所在不明による支給停止の申請等)

第 15 条 令第 10 条の 3 第 1 項の規定により、遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書(様式第 21 号)を本部長に提出するものとする。

2 令第 10 条の 3 第 2 項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族給付年金支給停止解除申請書(様式第 22 号)及び年金証書を本部長に提出するものとする。

3 本部長は、前 2 項の規定による提出に基づき遺族給付年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該提出を行なった者に書面でその旨を通知するものとする。

(定期報告等)

第 16 条 2 年以上療養給付を受けている者又は年金たる給付を受けている者は、毎年 2 月 1 日から同月末までの間にその療養若しくは障害の現状又は遺族給付年金の支給額の算定の基礎となる遺族(令附則第 8 条第 1 項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。第 17 条第 1 項第 4 号ウにおいて同じ。)の現状に関し、療養・障害現状報告書(様式第 23 号)又は遺族の現状報告書(様式第 24 号)を本部長に提出するものとする。ただし、本部長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

第 16 条の 2 療養の給付を受けている者で、療養の開始後 1 年 6 月を経過した日において、負傷又は疾病が治っていないものは、同日後 1 月以内に、その療養の現状に関し、前条の療養・障害現状報告書を本部長に提出するものとする。

2 警務課長は、必要の都度、前項に規定する者に対し、同項の規定による報告書の提出を求めることができる。

(届出)

第 17 条 年金たる給付を受けている者は、次の各号に掲げる場合には速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の障害の状態が警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則(平成 18 年国家公安委員会規則第 23 号。次項において「規則」という。)別表第 1 に掲げる障害の状態の程度に該当しなくなつたとき。

(3) 障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障害が規則別表第 2 に掲げる障害の程度に該当しなくなつたとき。

(4) 遺族給付年金を受けている者にあつては、次に掲げるとき。

ア 令第 10 条第 4 項第 2 号に該当するに至つたとき。

イ 令第 10 条の 2 第 1 項(同項第 1 号及び第 5 号を除く。)の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。

ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族の数に増減を生じたとき(その遺族に令第 10 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するに至つた者が生じたときを除く。)

2 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかに書面で、その旨を本部長に届け出るものとする。

3 前 2 項(第 1 項第 1 号を除く。)の規定による届出をする場合には、当該届出に係る事実を証明することのできる書類その他の資料を添付するものとする。

第 17 条の 2 介護給付を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなつた場合には、その事実を証明する資料を添えて、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。

(記録簿)

第 18 条 警務課長は、災害給付記録簿(様式第 25 号)、傷病給付年金記録簿(様式第 25 号の 2)、障害給付年金記録簿(様式第 26 号)及び遺族給付年金記録簿(様式第 27 号)を備え、必要な事項を記入するものとする。

(書類の保存)

第 19 条 給付に関する書類は、その完結の日から 3 年間保存するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和 42 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 46 年 6 月 29 日警察告示第 46 号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 1 月 24 日警察告示第 5 号)



この告示は、公布の日から施行し、昭和 49 年 11 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 52 年 7 月 29 日警察告示第 57 号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 56 年 7 月 7 日警察告示第 52 号)

この告示は、昭和 56 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 24 日警察告示第 24 号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する実施規程の規定は、昭和 56 年 12 月 22 日から適用する。

附 則(昭和 58 年 4 月 20 日警察告示第 31 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 1 月 24 日警察告示第 5 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 27 日警察告示第 15 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 17 日警察告示第 27 号)

この告示は、公布の日から施行する。